

行政常任委員会

令和 2 年 5 月 7 日（木）

午後 1 時 1 8 分開 会

○三鬼（孝）委員長 皆さん、こんにちは。

予定の時間よりか多少早いですけれども、全員おそろいでございますので、ただいまから行政常任委員会を開会いたします。

市長から御挨拶を。

○加藤市長 委員の皆様には本会議に引き続き、行政常任委員会を開催していただき、誠にありがとうございます。

議案の説明に入ります前に、ちょっと一部訂正をさせていただきたいと思っております。

先ほど、全員協議会の中で。

○三鬼（孝）委員長 市長、着席してください。

○加藤市長 よろしいですか。

先ほど、全員協議会の中で、議員の皆さんの説明の中で水道料金が基本料金のみの世帯の割合は大体全体のどれぐらいかという御質問に対して8割ということを申し上げましたんですけれども、ちょっと誤りでございまして、水道料金が基本料金のみの世帯の割合、これは全体の半数弱でございます。

ちなみに13口径だけで約4,000件強ということございまして、ちょっと間違いでございましたので訂正してちょっと追加させていただきますので、よろしくをお願いします。

○三鬼（孝）委員長 それでは、令和2年第3回尾鷲市議会臨時議会において付託になりました議案第41号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について、これから審査をしていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、議案第41号の説明を求めます。

○岩本財政課長 財政課です。よろしくお願いたします。

それでは、議案第41号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について、御説明申し上げます。

なお、予算書につきましては、財政課から一括して説明させていただきます、

後ほど担当課から資料に基づき御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

それでは、補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ17億8,561万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ116億4,426万2,000円とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容につきまして、御説明申し上げます。

8ページ、9ページを御覧ください。

歳入でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金17億6,685万3,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として国民1人につき10万円を給付するための特別定額給付金給付事業費補助金が17億5,000万円、同じく事務費補助金が1,685万3,000円でございます。

次に、2目民生費国庫補助金1,876万6,000円の増額は、児童手当受給世帯を支援することを目的とした子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金が1,545万円、同じく事務費補助金が331万6,000円でございます。

続きまして、10、11ページを御覧ください。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、14目諸費は17億6,685万3,000円を増額し、計17億7,655万2,000円とするものでございます。

内容は特別定額給付金給付事業で会計年度任用職員報酬471万4,000円のほか、特別定額給付金システム導入委託料と事業執行に係る事務費が計1,685万3,000円及び負担金、補助及び交付金17億5,000万円は1万7,500人分の特別定額給付金でございます。

次に、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費は1,876万6,000円を増額し、計7億1,825万9,000円とするものでございます。

内容は子育て世帯への臨時特別給付金給付事業で、次ページにまたがりませんが、職員の時間外勤務手当37万6,000円ほか、子ども・子育て支援システム改修業務委託料234万9,000円と事業執行に係る事務費が331万6,000円及び負担金、補助及び交付金1,545万円は子育て世帯への臨時特別給付金で対象者が1,545名、給付額につきましては1人1万円でございます。

続きまして、各担当課より資料に基づき御説明をさせていただきます。

○宇利市民サービス課長 市民サービス課です。よろしくお願いいたします。

それでは、尾鷲市特別定額給付金の概要について御説明申し上げます。

市民サービス課委員会資料の1ページを御覧ください。

この給付金は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による緊急事態宣言の下、感染拡大に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、一律に1人当たり10万円の給付を行うことを目的として実施するものでございます。

事業費は住民の皆様へ直接給付いたします給付金が17億5,000万円、事業執行に必要な事務費が1,685万3,000円、合計で17億6,685万3,000円でございます。

給付対象者及び受給者でございますが、給付対象者となる方は基本的には基準日である令和2年4月27日に本市の住民基本台帳に記録されている方、これは1万7,410名、9,308世帯でございます。

例外といたしましては、配偶者などからの暴力を理由に避難している方とその同伴者など、基準日に本市の住民でない方でも一定の要件を満たす方もその対象としております。

受給権者は給付対象者がいる世帯の世帯主で、申請は世帯主が行い、代理の場合を除き世帯主の口座に給付対象者全員分の給付金が振り込まれることとなります。

給付額は給付対象者1人につき10万円でございます。

続きまして、給付金の申請及び給付の方法でございます。

今回の給付金の申請につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から郵送申請、オンライン申請を原則としており、支給につきましては原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込により行うものとしております。

今後のスケジュールでございますが、郵送申請の申請書の発送を5月18日頃開始、申請受付を5月25日頃から3か月間とし6月初旬からの支給を行う計画としており、電算会社等と打合せを行っております。

また、この給付金の交付に当たり必要とする規則につきましても、本日付で交付する予定としており、資料の2ページ以降に添付しておりますので、後ほど御覧ください。

市民サービス課からの説明は以上でございます。

○三鬼（孝）委員長 福祉保健課はあるんですか。

○内山福祉保健課長 それでは、福祉保健課でございます。

資料に基づき御説明させていただきます。資料を通知させていただきます。

資料1を御覧ください。

子育て世代の臨時特別給付金の給付事業についてでございます。

事業概要といたしましては、今回の新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当を受給する世帯に対しまして臨時特例の給付金を支給するというものでございます。

対象者といたしましては、対象児童に係る令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）の受給者でございます。

対象児童といたしましては、児童手当（本則給付）の令和2年4月分の対象となる児童（3月分の対象となる児童含む）ということで3月31日までに生まれた児童が対象となりますし、新高校1年生も対象となります。

現在のところ対象見込み児童数といたしましては、1,545名でございます。

給付額といたしましては、対象児童1人当たり1万円でございます。

この事業に対します所要額といたしましては、1,876万6,000円で全額国の補助金でございます。

事業内訳といたしましては、職員手当等37万6,000円は時間外勤務手当でございまして、役務費37万6,000円は案内送付や支給決定通知に伴う通信一般費、使用料9万7,000円はコピー使用料等でございます。需用費11万8,000円につきましては、コピー用紙等の消耗品費でございまして、委託料234万9,000円につきましては今回の子ども・子育て支援システムの改修業務に伴う委託料でございます。

最後に、負担金、補助及び交付金1,545万円につきましては、先ほど申しました対象者1,545人に対する1人当たり1万円の補助金でございます。

次に、給付の方法でございますけれども、支給対象者に給付金の案内と希望しない場合の申出を送付ということで、通常この時期に児童手当の現況届の書類を送付させていただいておりますので、その児童手当の現況通知とともに今回の案内を通知させてもらうということで、支給につきましては児童手当の登録銀行口座へ振込をさせていただくということで給付予定については6月中の予定をしております。

以上でございます。

○三鬼（孝）委員長　ありがとうございます。

議案第41号の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑のある方、御発言願います。

○三鬼（和）委員　　まず、10万円の給付についてなんですけど、尾鷲市においてそれが現実おるかおらんかというのはちょっとまだ分かんのですけど、基本4月27日が基準日ということで、端的な言い方でしたら28日に亡くなられても対象になっておるといことなんですけど、例えば戸籍筆頭者というのかな、の方が亡くなられておると、そういったときの説明であるとか、送るとい形はどういう、現存しておる方に送って対象になりますよといことを御説明するんですか、どうなんですか、その辺。

それともう一点は、実際は1万7,410人行ったんかな、4月27日の段階で。住民台帳に載っておって、これまでのいろいろ税金とかそういった中で所在不明とかという、そういった方は大丈夫なんですか、その辺は。

○宇利市民サービス課長　　まず、第1点目なんですけれども、4月27日基準日に生存をされている方で、その後お亡くなりになった方の場合、支給決定以前であれば同一世帯のほかの方が受給をされるということになります。

第2点目なんですけれども、現状やはり本人申出ということになるかなというふうに考えております。

○三鬼（孝）委員長　　他に。

○奥田委員　　予算書11ページのところの10万円の特別給付金の委託料、システム導入委託料440万、これ、どういうものなんですか。

○宇利市民サービス課長　　委託料の内容ですが、今回のシステムの改修の内容といたしましては、まず、住民抽出処理、申請書の作成処理がまず第1点です。第2点が移動更新画面のシステムであったり、振込用のフロッピーディスクの作成のためのシステム改修、第3点目が確認資料及び調査用資料セットアップというような形で内容となっております。

○奥田委員　　何かちょっと高いなという感じがするんですけど、これ、住民基本台帳に載っている方を対象に10万円支払うわけですね。だから住民基本台帳と分かるわけじゃないですか。あとは申請書をもらって振込口座を書いてもらって振り込むだけじゃないですか。

これで5月いっぱいかかってしまうといこと、何か遅いんじゃないかなという感じするんですよ。というのはこれ、4月30日の日に国の補正予算が決まりましたよね、国会のほうで。でも4月30日にもう配っているところもあるわけですよ、実際。ほかの自治体を見ると。1日にその申請書を発送しているところもあります。ありますでしょう。ほかの自治体見ると。

確かに4月24日に我々全員協議会でもこの申請書は示されていますし、今日もこれ、ちょっと変わっているけど。フォーマットはほとんど一緒じゃないですか。

だから先にこの用紙だけでも配って、皆さんに配付して書いてもらって回収するだけの話じゃないのかなと感じるんですけど、何を時間かけているのかなという感じしてならないんですけど。

これ、さっき聞いた話やと午前中の話では5月18日に用紙を発送して6月の初旬に振込だということなんですけど、遅くないですか、何か。動くの。もうちょっと早くやれないものですかね。

○宇利市民サービス課長　今回の給付に当たって、前回の給付等を参考にしてい
く中でやはり一番最初に相当集中するだろうというところがありまして、その支給
に至るまでに例えばOCRで読み込ませたり、バーコードで読み込ませたりという
ような作業を考えながら支給まで、送付もあるんですけども、支給までで最も
期間が短くなるであろうという方法を考えながらこの日程とさせていただいたもの
でございます。

○奥田委員　最後にしますけど、4月30日にですよ、国会で補正予算が認めら
れた。その日にも支払いができるという自治体があるわけでしょう。あるとい
うことは4月30日までにこれ、申請用紙の記入をしてもらっているということじ
ゃないですか。

確かに考えてみると4月24日に我々もこのフォーマットを見せてもらっていま
す、この申請書。特別定額給付金申請書。これ、フォーマットが分かっているんで
あれば早急にこれ、印刷して配るだけじゃないですか。配付しておいて、集め方は
いろいろ、持ってきてもらってもいいし、郵送でも構いませんし、18日に発送や
とまだまだ、今日7日でしょう、まだどんどん遅れるじゃないですか。

僕はこの、だから今皆さん困っているわけですから、困っている人、多いじゃな
いですか。1日も早く支払ってあげてほしいんですよ、これ。そういうのを執行部
思いませんか。1日も早くって。

○宇利市民サービス課長　私どもも何件か照会はいただいておりますので、1日
も早く支給まで持っていこうというふうに考えてはおります。

その中で内部の中で話し合った結果、この方法が早いんじゃないかというような
考え方でスケジュールを組ませていただいております。

○奥田委員　最後として、本当あまりうるさいこと言いません。

でもこれだけ早いつて考える課長、ちょっとおかしいですか。早いですが、こ

れが。払っておるところもあるわけでした。

それで、これ、オンライン申請はいつやるんですか、これ、いつからやるんですか。

○宇利市民サービス課長 オンライン申請は本日もシステムのチェック等を行っております。申請自体はもうできる状態にあるかと思うんですけれども、受付の状態をシステムについての検証を今行っているところでございます。

なので早いタイミングで、郵送申請よりも早いタイミングで支給が行えるというふうに考えております。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○野田委員 今奥田委員に関連するかも分かりませんが、委託料が特定給付金のほうは440万の委託料、それで子ども・子育て支援のほうの委託料が234万9,000円、大体他市町でもこれぐらいかかってくるんですか。10分の10ですのでちょっとどうなんかなという気がしましたもので、ちょっとまず、1点お伺いたいんですが。

○宇利市民サービス課長 今回のケースについては、細かく委託料の他市町の委託料の額というのはまだ把握しておりませんが、大体同じような数字になるんじゃないかなというふうには考えております。

○野田委員 午前中に副市長のほうから記入例等の説明もありました。

早急にやっぱり間違いなくこの業務を進めていただきたいという気がしております。

それで今言った中央公民館等で受付対応とまた、市役所の窓口で電話対応等ということを午前中に説明いただいたんですけれども、ここら辺は抜かりのないようとか、間違いのないような市民にきちとした情報というか、手続を進められるように、やはり奥田委員も言われたようにやっぱり至急にこれ、対応するべきところがありまして間違っただけは駄目ですので、やっぱりそこら辺の手続の体制はどのようになっているかというところを念を押すためにちょっと副市長にお聞きしたいんですが。

○下村副市長 万全を期したいと思っております。

○三鬼（孝）委員長 他にございますか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 ないようでございますので、議案第41号、令和2年度尾

鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決についての審査を終了いたします。御苦労さんでした。

暫時休憩します。

（休憩 午後 1時39分）

（再開 午後 1時40分）

○三鬼（孝）委員長 それでは、委員会を再開します。

これより付託議案の採決を行います。

議案第41号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について可決すべきとする者、挙手願います。

（挙手 全員）

○三鬼（孝）委員長 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第41号は可決すべきとするものに決しました。

委員長報告ですけれども、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う特別給付金につきましては、感染拡大防止に留意しつつ職員体制を整え、可能な限り迅速な給付に努めるよう要望しておきますということを述べたいと思いますので、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 それでは、これで委員会を閉じます。御苦労さんでした。

（午後 1時41分 閉会）